

## 第6 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

### 1 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

都道府県知事（政令市は市長）は、廃止された廃棄物の最終処分場に係る埋立地など、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として指定します。（法第15条の17）

この指定区域内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません。（法第15条の19第1項）

また、指定区域が指定された際、当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から14日以内に、都道府県知事（政令市は市長）にその旨を届け出なければなりません。（法第15条の19第2項）

また、指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、その変更を行った日から14日以内に、都道府県知事（政令市は市長）にその旨を届け出なければなりません。（法第15条の19第3項）

なお、都道府県知事（政令市は市長）は、第1項の届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。（法第15条の19第4項）

#### 図表 68 指定区域として指定する土地（施行令第13条の2）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 都道府県知事（政令市は市長）の確認を受けて廃止された廃棄物の最終処分場に係る埋立地</li><li>2 都道府県知事（政令市は市長）に廃止届があった廃棄物の最終処分場に係る埋立地</li><li>3 廃棄物の埋立地であって、次のいずれかに該当するもの<ol style="list-style-type: none"><li>① 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であって、環境省令（施行規則第12条の31）で定めるもの</li><li>② 環境省令（施行規則第12条の32）で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの</li></ol></li></ol> |
|---|

### 2 土地の形質の変更に関する措置命令

基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（政令市は市長）は、必要な限度において、当該土地の形質の変更を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第19条の11）